

# スマイルセブン

無配当新7大疾病一時金保険(返戻金なし型)S

α

がんと6大疾病に  
まとまった一時金で備える保険



## 「特に重要なお知らせ(契約概要／注意喚起情報)兼 商品パンフレット」

本冊子に記載している「特に重要なお知らせ(契約概要／注意喚起情報)」には、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。本商品のご検討・お申し込みの際には、必ず、お読みいただき、内容をご確認・ご了承のうえ、お申し込みください。また、詳細につきましては、別冊の「ご契約のしおりー約款」をご確認ください。  
この保険の引受保険会社は朝日生命保険相互会社です。

# 「スマイルセブンα」の特徴と保障内容

スマイルセブンα は、**がん**と**6大疾病**への充実の保障をご準備いただけます。

## 特徴

1

**がん・6大疾病を  
まとまった一時金で保障します。**

がん・6大疾病により所定の状態になられた場合、まとまった一時金をお受け取りいただくことで、あらゆる治療に備えることができます。

⚠️ がんを原因とする保障の責任開始の時は保険期間開始の日からその日を含めて90日を経過した日の翌日となります。

## 特徴

2

**まとまった一時金は  
回数無制限でお受け取り可能です。**

がん・6大疾病ごとにそれぞれ2年に1回、回数無制限で7大疾病一時金をお受け取りのリスクにもしっかり備えることができます。

⚠️ 最終の支払事由が当日に該当したときは、お支払いしません。

## 特徴

3

**がん・6大疾病で所定の状態になると保険料払込免除となります。**

保険料払込免除特則を適用した場合、がん(上皮内新生物を除く)・6大疾病により所定の状態になると、以後の保険料のお払込みは必要ありません。

⚠️ がんによる保険料の払込免除には、上皮内新生物は含みません。

## 主契約

### 7大疾病一時金

新7大疾病一時金保険(返戻金なし型)S

名称		お支払事由(所定の状態)等		お支払限度等		お支払金額等	
がん	悪性新生物 上皮内新生物	●「悪性新生物」と診断確定 ●「上皮内新生物」と診断確定			回数無制限 ⚠️ がん・6大疾病それぞれについて2年に1回を限度	30万円～ 300万円 より選択 できます	
	急性心筋梗塞 拡張型心筋症	●急性心筋梗塞の治療のため入院 ●拡張型心筋症の治療のため入院	入院または手術 入院または手術				
	脳卒中 脳動脈瘤	●脳卒中の治療のため入院または手術 ●脳動脈瘤が生じ、それが破裂したと診断 ●脳動脈瘤が生じ、その治療のため手術	は手術 したと診断 ため手術				
	糖尿病	●糖尿病を発病し、 ▶️ 糖尿病 ▶️ 糖尿病	性網膜症の治療のため手術 性壊疽の治療のため切断術				
	慢性腎不全	●慢性腎不全を発病し、 ▶️ 永続的 ▶️ 腎移植	な人工透析療法を開始 手術				
	肝硬変	●肝硬変を発病し、 ▶️ 食道・ ▶️ 食道・ ▶️ 肝移植	胃静脈瘤が破裂したと診断 胃静脈瘤の治療のため手術 手術				
	高血圧性疾患	●高血圧性疾患を発病し、 ▶️ 大動脈 ▶️ 大動脈	瘤等が破裂したと診断 瘤等の治療のため手術				
6大疾病	急性心筋梗塞 脳卒中 糖尿病 慢性腎不全 肝硬変 高血圧性疾患						

## 生涯保障

## オプション

- 7大疾病初回一時金  
7大疾病初回一時金特約(返戻金なし型)S
- 保険料払込免除  
保険料払込免除特則
- 先進医療給付金  
先進医療見舞金  
先進医療特約(返戻金なし型)S

7大疾病初回一時金	7大疾病一時金のお支払事由と同じ	1回限り	50万円・100万円から 選択できます
保険料払込免除	7大疾病一時金のお支払事由と同じ ⚠️ がんによる保険料の払込免除には、上皮内新生物は含みません。	以後の保険料はいただきません	
先進医療給付金 先進医療見舞金	所定の先進医療による療養を受けられたとき	1回 450万円 通算 2,000万円 1回 45万円 通算 200万円	先進医療にかかる 技術料と同額 先進医療給付金の 10%相当額

※がんを原因とする保障の責任開始の時は、保険期間開始の日からその日を含めて90日を経過した日の翌日となります。  
※各保障の留意点やお支払いできない場合の詳細は、「契約概要(11ページ～14ページ)」および「ご契約のしおり-約款」をご覧ください。

■契約年齢(満年齢):15歳～80歳 ■保険料払込期間:60・65・70・75・80歳払込満了(最低払込期間5年)、終身払 ■保険料払込方法:月払、年払  
■保険料払込経路:口座振替扱、クレジットカード扱。(クレジットカード扱は月払に限りです) ※契約年齢等により取扱範囲が異なります。

**がん**と**6大疾病**の患者数  
約**8人に1人**の方が、がん・6大疾病に悩まされています。

がん (悪性新生物・上皮内新生物)	6大疾病					
	急性心筋梗塞	脳卒中	糖尿病	慢性腎不全	肝硬変	高血圧性疾患
164.8万人	3.3万人	104.0万人	316.6万人	29.6万人	5.4万人	1,010.8万人

※厚生労働省「患者調査」(平成26年)、総務省統計局「人口推計」(平成26年)より朝日生命で試算

費用例

がん・6大疾病の治療には  
どのくらい費用がかかるかご存知ですか？

がんと6大疾病のうち、主な疾病における費用

胃がん

26日間の入院では… → 約60.4万円



医療費の自己負担額	314,326円
入院時食事代の自己負担額	21,240円
差額ベッド代	150,000円
その他費用*1	118,500円
<b>合計</b>	<b>604,066円*2</b>

脳梗塞

51日間の入院では… → 約90.0万円



医療費の自己負担額	519,899円
入院時食事代の自己負担額	53,280円
差額ベッド代	140,000円
その他費用*1	187,500円
<b>合計</b>	<b>900,679円*3</b>

\*1 その他費用とは、見舞時の家族の交通費・食費や入院時の衣類、快気祝いなどの諸雑費を含みます。  
\*2 70歳未満の給与所得者で月収53~79万円(給与等が51.5万円以上81万円未満)に該当する場合  
\*3 70歳未満の給与所得者で月収83万円以上(給与等が81万円以上)に該当する場合  
※上記費用例はあくまでも事例で、実際は個別のケースにより異なります。  
※公益財団法人生命保険文化センター「医療保障ガイド」(2016年9月改訂)

加入例

がん・6大疾病への保障準備として、  
お客さまのニーズにあわせた設計が可能です

スマイルセブンαのご加入例

保険期間・保険料払込期間：終身  
保険料払込方法：月払  
保険料払込経路：口座振替扱、クレジットカード扱

保険料負担を抑えて備えたい方へ

設計例

主契約
7大疾病一時金
50万円

オプション

7大疾病初回一時金	保険料払込免除	先進医療給付金 先進医療見舞金
—	適用	付加

保険料

年齢	男性	女性
20歳	943円	974円
30歳	1,359円	1,278円
40歳	2,068円	1,720円
50歳	3,277円	2,332円

治療費の自己負担にしっかり備えたい方へ

設計例

主契約
7大疾病一時金
100万円

オプション

7大疾病初回一時金	保険料払込免除	先進医療給付金 先進医療見舞金
—	適用	付加

保険料

年齢	男性	女性
20歳	1,788円	1,849円
30歳	2,614円	2,453円
40歳	4,023円	3,330円
50歳	6,427円	4,547円

高額な治療費用にしっかり備えたい方へ

設計例

主契約
7大疾病一時金
150万円

オプション

7大疾病初回一時金	保険料払込免除	先進医療給付金 先進医療見舞金
100万円	適用	付加

保険料

年齢	男性	女性
20歳	3,423円	3,694円
30歳	5,069円	4,938円
40歳	7,848円	6,700円
50歳	12,517円	9,112円

※主契約・特約・保険料払込免除特則の組み合わせについては、ご加入例の限りではありません。お客さまのご意向に合わせて、主契約・特約・特則は組み合わせられます。  
※各保障の留意点やお支払いできない場合の詳細は、「契約概要(11ページ~14ページ)」および「ご契約のしおり-約款」をご覧ください。

**Q1** すべてのがんが「7大疾病一時金」「7大疾病初回一時金」の対象となりますか？

上皮内新生物を含むすべてのがんが再発・転移を問わず「7大疾病一時金」「7大疾病初回一時金」の対象となります。



**Q2** すべてのがんが「保険料払込免除」の対象となりますか？

「保険料払込免除特則」を適用した場合、**悪性新生物**が保険料払込免除の対象となります。  
上皮内新生物は対象となりません。

**Q3** なぜ、まとまった一時金があると良いのですか？

たとえば、がんの治療には、入院や手術だけではなく、通院による抗がん剤治療や放射線治療等、さまざまな治療法があります。  
**まとまった一時金があれば、このような治療法にご活用いただけます。**

**Q4** がんが診断確定され、入院・手術をしないで通院により治療する場合でも、「7大疾病一時金」「7大疾病初回一時金」の対象となりますか？

がんが診断確定された場合は、**入院・手術の有無を問わず**、「7大疾病一時金」「7大疾病初回一時金」の対象となります。

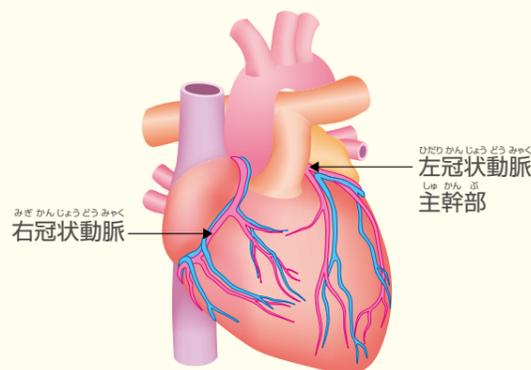
**Q5** 急性心筋梗塞は、どのような場合に「7大疾病一時金」「7大疾病初回一時金」の対象となりますか？

急性心筋梗塞により**治療のための入院を開始または手術を受けた時点**で、「7大疾病一時金」「7大疾病初回一時金」の対象となります。

「労働制限を必要とする状態が継続」等の要件はありません。

心筋梗塞は、心臓を動かしている筋肉に栄養や酸素などを運んでいる血管(冠状動脈)に原因があって起こる病気です。

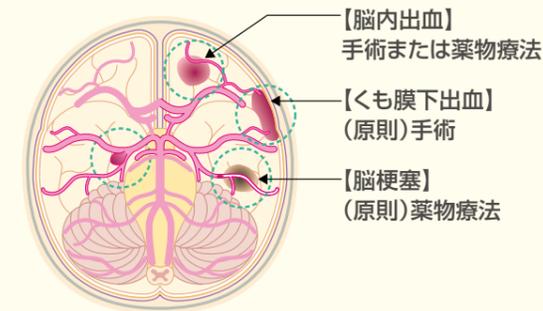
心臓の模式図



**Q6** 脳卒中は、どのような場合に「7大疾病一時金」「7大疾病初回一時金」の対象となりますか？

脳卒中により**治療のための入院を開始または手術を受けた時点**で、「7大疾病一時金」「7大疾病初回一時金」の対象となります。  
「後遺症が継続」等の要件はありません。

脳卒中のイメージ図・治療方法



脳卒中とは脳内出血、くも膜下出血、脳梗塞をさします。

**Q7** 「7大疾病一時金」ががんと6大疾病でそれぞれ2年に1回が支払限度とはどういうことですか？

「7大疾病一時金」は、前回支払事由該当日から2年経過していれば、再度支払事由に該当することで、何度でもお受け取りいただけますが、その経過年数の判定をがんと6大疾病は別々に行います。  
具体的なお受取例はQ10をご覧ください。

**Q8** がんと6大疾病でそれぞれ2年に1回が支払限度ということは、同時にがんと6大疾病の支払事由に該当した場合は、それぞれの疾病に対する「7大疾病一時金」を受け取れるということですか？

そのとおりです。  
なお、「7大疾病初回一時金」は、がんと6大疾病を通算して、1回のみのお支払いとなります。

**Q9** がんと6大疾病で2年に1回の支払限度をそれぞれ判定するのはなぜですか？

生活習慣病に対するリスクは、それぞれが独立したのではなく、たとえば、肝硬変から肝臓がんを発症するといった合併症を引き起こすことがあります。  
そのため、6大疾病で一時金をお受け取りいただいた直後に、がんが診断確定された場合でも、がんに対する保障が途切れることがないよう、2年に1回の支払限度をがんと6大疾病でそれぞれ判定することといたしました。

## Q10 2回目以降の「7大疾病一時金」は、どのような場合に受け取ることができますか？

2回目以降の「7大疾病一時金」のお受け取り可否は以下のとおりです。

がん・6大疾病それぞれについて、  
前回の支払事由該当日からその日を含  
めて2年を経過した日の翌日以後、新  
たに支払事由に該当したとき



**ポイント** がんと6大疾病はそれぞれ、2年に1回のお支払いを判定いたします。

### がんの場合

ケース1 前回の支払事由該当日から2年を  
経過した日の翌日以後、がんを診  
断確定されたとき



**ポイント** がんを診断確定された時点で、その後の入院・手術等の有無に関わらず、お受け取りいただけます。

ケース2 前回の支払事由該当日から2年を  
経過した日の翌日以後、がんの治  
療のために入院したとき



ケース3 前回の支払事由該当日から2年以  
内にがんの治療のために入院し、  
2年を経過した日の翌日に継続入  
院しているとき



**ポイント** がんの治療のために入院していれば、がんの診断確定の有無を問わずに、お受け取りいただけます。

### 6大疾病の場合

ケース4 前回の支払事由該当日から2年を  
経過した日の翌日以後、新たに発  
病した急性心筋梗塞の治療のため  
に手術をしたとき

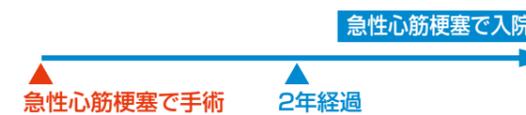


**ポイント** 新たに発病した急性心筋梗塞の手術を受けた時点で、お受け取りいただけます。

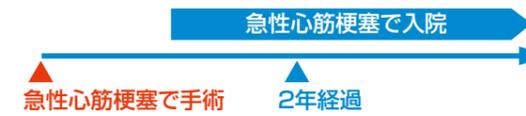
○  
お受け取  
りいただけ  
ます

### 6大疾病の場合

ケース5 前回の支払事由該当日から2年を  
経過した日の翌日以後、新たに発  
病した急性心筋梗塞の治療のため  
に入院したとき



ケース6 前回の支払事由該当日から2年以  
内に新たに発病した急性心筋梗塞  
の治療のために入院し、2年を経  
過した日の翌日に継続入院してい  
るとき



**ポイント** 新たに発病した急性心筋梗塞の治療のために入院していれば、お受け取りいただけます。

### 2年以内にごん・6大疾病の支払事由に該当した場合

ケース7 肝硬変で食道静脈瘤が破裂後、  
2年以内に肝臓がんを診断確定さ  
れたとき



**ポイント** がんと6大疾病はそれぞれ支払限度を判定するので、どちらもお受け取りいただけます。

がん・6大疾病それぞれについて、  
前回の支払事由該当日からその日を含  
めて2年以内に、新たに支払事由に該  
当したとき



### がんの場合

ケース8 がんの支払事由該当日から2年以  
内に、再度、がんを診断確定された  
とき



**ポイント** ただし、がんで入院後、2年経過後も継続入院しているときは、お受け取りいただけます。

### 6大疾病の場合

ケース9 6大疾病の支払事由該当日から2  
年以内に、再度、6大疾病の支払事  
由に該当したとき



**ポイント** 6大疾病はまとめて、2年に1回のお支払いを判定いたします。

○  
お受け取  
りいただけ  
ます

×  
お受け取  
りいただけ  
ません

保険料表 男性

保険期間・保険料払込期間：終身 保険料払込方法：月払 保険料払込経路：口座振替扱・クレジットカード扱 (単位：円)

契約年齢(歳)	「保険料払込免除特則」適用				「保険料払込免除特則」非適用				7大疾病初回一時金特約S	
	新7大疾病一時金保険S			先進医療特約S	新7大疾病一時金保険S			先進医療特約S	50万円	100万円
	50万円	100万円	150万円		50万円	100万円	150万円			
15	715*	1,430	2,145	96	585*	1,170	1,755	86	330	660
16	740*	1,480	2,220	97	610*	1,220	1,830	86	340	680
17	765*	1,530	2,295	97	630*	1,260	1,890	86	355	710
18	795*	1,590	2,385	97	655*	1,310	1,965	86	365	730
19	815	1,630	2,445	98	675*	1,350	2,025	86	380	760
20	845	1,690	2,535	98	700*	1,400	2,100	86	395	790
21	880	1,760	2,640	99	730*	1,460	2,190	86	410	820
22	910	1,820	2,730	99	755*	1,510	2,265	86	425	850
23	945	1,890	2,835	100	785*	1,570	2,355	86	445	890
24	980	1,960	2,940	100	815	1,630	2,445	86	465	930
25	1,025	2,050	3,075	101	850	1,700	2,550	86	485	970
26	1,065	2,130	3,195	101	885	1,770	2,655	86	505	1,010
27	1,110	2,220	3,330	102	920	1,840	2,760	86	525	1,050
28	1,150	2,300	3,450	102	955	1,910	2,865	86	550	1,100
29	1,200	2,400	3,600	103	995	1,990	2,985	86	575	1,150
30	1,255	2,510	3,765	104	1,040	2,080	3,120	86	600	1,200
31	1,315	2,630	3,945	105	1,085	2,170	3,255	86	625	1,250
32	1,370	2,740	4,110	105	1,130	2,260	3,390	86	655	1,310
33	1,430	2,860	4,290	106	1,175	2,350	3,525	86	685	1,370
34	1,495	2,990	4,485	107	1,225	2,450	3,675	86	715	1,430
35	1,565	3,130	4,695	108	1,280	2,560	3,840	86	750	1,500
36	1,630	3,260	4,890	109	1,330	2,660	3,990	86	785	1,570
37	1,710	3,420	5,130	110	1,390	2,780	4,170	86	820	1,640
38	1,785	3,570	5,355	111	1,445	2,890	4,335	86	855	1,710
39	1,870	3,740	5,610	112	1,510	3,020	4,530	86	895	1,790
40	1,955	3,910	5,865	113	1,570	3,140	4,710	86	935	1,870
41	2,045	4,090	6,135	114	1,635	3,270	4,905	86	975	1,950
42	2,140	4,280	6,420	115	1,705	3,410	5,115	86	1,020	2,040
43	2,245	4,490	6,735	116	1,780	3,560	5,340	86	1,065	2,130
44	2,350	4,700	7,050	118	1,855	3,710	5,565	86	1,115	2,230
45	2,460	4,920	7,380	119	1,935	3,870	5,805	86	1,165	2,330
46	2,580	5,160	7,740	120	2,015	4,030	6,045	86	1,220	2,440
47	2,710	5,420	8,130	122	2,105	4,210	6,315	86	1,275	2,550
48	2,850	5,700	8,550	123	2,200	4,400	6,600	86	1,335	2,670
49	2,990	5,980	8,970	125	2,295	4,590	6,885	86	1,400	2,800
50	3,150	6,300	9,450	127	2,400	4,800	7,200	86	1,470	2,940
51	3,340	6,680	10,020	129	2,525	5,050	7,575	86	1,555	3,110
52	3,545	7,090	10,635	130	2,660	5,320	7,980	86	1,640	3,280
53	3,760	7,520	11,280	133	2,800	5,600	8,400	86	1,735	3,470
54	3,985	7,970	11,955	135	2,945	5,890	8,835	86	1,835	3,670
55	4,220	8,440	12,660	137	3,095	6,190	9,285	86	1,935	3,870
56	4,465	8,930	13,395	139	3,250	6,500	9,750	86	2,040	4,080
57	4,725	9,450	14,175	141	3,415	6,830	10,245	86	2,150	4,300
58	4,985	9,970	14,955	143	3,580	7,160	10,740	86	2,265	4,530
59	5,255	10,510	15,765	145	3,750	7,500	11,250	86	2,380	4,760
60	5,530	11,060	16,590	147	3,925	7,850	11,775	86	2,495	4,990
61	5,775	11,550	17,325	150	4,080	8,160	12,240	86	2,600	5,200
62	6,020	12,040	18,060	152	4,235	8,470	12,705	86	2,700	5,400
63	6,280	12,560	18,840	154	4,395	8,790	13,185	86	2,810	5,620
64	6,550	13,100	19,650	156	4,565	9,130	13,695	86	2,920	5,840
65	6,840	13,680	20,520	159	4,745	9,490	14,235	86	3,040	6,080
66	7,145	14,290	21,435	161	4,935	9,870	14,805	86	3,165	6,330
67	7,465	14,930	22,395	164	5,130	10,260	15,390	86	3,305	6,610
68	7,810	15,620	23,430	167	5,340	10,680	16,020	86	3,450	6,900
69	8,165	16,330	24,495	169	5,560	11,120	16,680	86	3,595	7,190
70	8,535	17,070	25,605	172	5,785	11,570	17,355	86	3,755	7,510
71	8,920	17,840	26,760	175	6,020	12,040	18,060	86	3,920	7,840
72	9,320	18,640	27,960	179	6,265	12,530	18,795	86	4,095	8,190
73	9,740	19,480	29,220	182	6,520	13,040	19,560	86	4,280	8,560
74	10,150	20,300	30,450	185	6,775	13,550	20,325	86	4,465	8,930
75	10,560	21,120	31,680	188	7,035	14,070	21,105	86	4,655	9,310
76	10,945	21,890	32,835	191	7,285	14,570	21,855	86	4,840	9,680
77	11,300	22,600	33,900	193	7,530	15,060	22,590	86	5,015	10,030
78	11,640	23,280	34,920	196	7,775	15,550	23,325	86	5,190	10,380
79	11,965	23,930	35,895	198	8,015	16,030	24,045	86	5,365	10,730
80	12,280	24,560	36,840	200	8,260	16,520	24,780	86	5,540	11,080

\* 月々お払込みいただく保険料が800円未満となる場合、お申し込みいただけません。 【平成29年11月27日現在】  
 ※上記以外の保険料等については、みずほ銀行または朝日生命までお問い合わせください。

保険料表 女性

保険期間・保険料払込期間：終身 保険料払込方法：月払 保険料払込経路：口座振替扱・クレジットカード扱 (単位：円)

契約年齢(歳)	「保険料払込免除特則」適用				「保険料払込免除特則」非適用				7大疾病初回一時金特約S	
	新7大疾病一時金保険S			先進医療特約S	新7大疾病一時金保険S			先進医療特約S	50万円	100万円
	50万円	100万円	150万円		50万円	100万円	150万円			
15	755*	1,510	2,265	97	615*	1,230	1,845	86	415	830
16	780*	1,560	2,340	97	635*	1,270	1,905	86	425	850
17	800	1,600	2,400	98	655*	1,310	1,965	86	440	880
18	825	1,650	2,475	98	675*	1,350	2,025	86	455	910
19	850	1,700	2,550	98	695*	1,390	2,085	86	470	940
20	875	1,750	2,625	99	715*	1,430	2,145	86	485	970
21	905	1,810	2,715	99	740*	1,480	2,220	86	500	1,000
22	930	1,860	2,790	100	760*	1,520	2,280	86	520	1,040
23	960	1,920	2,880	100	785*	1,570	2,355	86	535	1,070
24	990	1,980	2,970	100	810	1,620	2,430	86	555	1,110
25	1,020	2,040	3,060	101	835	1,670	2,505	86	570	1,140
26	1,050	2,100	3,150	101	860	1,720	2,580	86	585	1,170
27	1,080	2,160	3,240	102	880	1,760	2,640	86	600	1,200
28	1,110	2,220	3,330	102	905	1,810	2,715	86	620	1,240
29	1,145	2,290	3,435	103	930	1,860	2,790	86	635	1,270
30	1,175	2,350	3,525	103	955	1,910	2,865	86	655	1,310
31	1,215	2,430	3,645	104	985	1,970	2,955	86	675	1,350
32	1,255	2,510	3,765	105	1,015	2,030	3,045	86	695	1,390
33	1,295	2,590	3,885	105	1,045	2,090	3,135	86	715	1,430
34	1,335	2,670	4,005	106	1,075	2,150	3,225	86	735	1,470
35	1,380	2,760	4,140	107	1,110	2,220	3,330	86	760	1,520
36	1,420	2,840	4,260	107	1,140	2,280	3,420	86	780	1,560
37	1,465	2,930	4,395	108	1,175	2,350	3,525	86	805	1,610
38	1,515	3,030	4,545	109	1,210	2,420	3,630	86	830	1,660
39	1,560	3,120	4,680	109	1,245	2,490	3,735	86	855	1,710
40	1,610	3,220	4,830	110	1,280	2,560	3,840	86	880	1,760
41	1,665	3,330	4,995	111	1,320	2,640	3,960	86	905	1,810
42	1,715	3,430	5,145	111	1,355	2,710	4,065	86	930	1,860
43	1,770	3,540	5,310	112	1,395	2,790	4,185	86	960	1,920
44	1,830	3,660	5,490	113	1,440	2,880	4,320	86	985	1,970
45	1,885	3,770	5,655	114	1,480	2,960	4,440	86	1,015	2,030
46	1,945	3,890	5,835	114	1,525	3,050	4,575	86	1,045	2,090
47	2,015	4,030	6,045	115	1,575	3,150	4,725	86	1,080	2,160
48	2,075	4,150	6,225	116	1,620	3,240	4,860	86	1,110	2,220
49	2,145	4,290	6,435	117	1,670	3,340	5,010	86	1,145	2,290
50	2,215	4,430	6,645	117	1,720	3,440	5,160	86	1,175	2,350
51	2,300	4,600	6,900	118	1,780	3,560	5,340	86	1,220	2,440
52	2,385	4,770	7,155	119	1,845	3,690	5,535	86	1,265	2,530
53	2,480	4,960	7,440	120	1,915	3,830	5,745	86	1,310	2,620
54	2,575	5,150	7,725	121	1,985	3,970	5,955	86	1,360	2,720
55	2,675	5,350	8,025	122	2,055	4,110	6,165	86	1,410	2,820
56	2,775	5,550	8,325	122	2,130	4,260	6,390	86	1,465	2,930
57	2,880	5,760	8,640	123	2,205					

この「契約概要」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、ご契約のお申し込みの際に特にご留意いただきたい事項を記載しております。内容をご確認・ご了承のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。「契約概要」に記載のお支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表事例を示しております。お支払事由の詳細や制限事項等についての詳細ならびに主な保険用語の説明等については、「ご契約のしおり-約款」に記載しておりますので、ご確認ください。

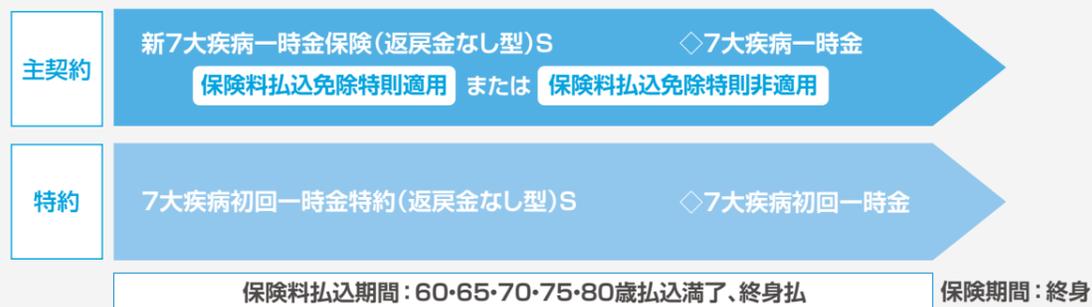
## 1 引受保険会社の名称と住所等について

- 名称 朝日生命保険相互会社
- 住所 〒100-8103 東京都千代田区大手町2-6-1  
お客様サービスセンター ☎0120-360-567 ホームページアドレス <http://www.asahi-life.co.jp>

## 2 商品の特徴としくみについて

- 商品名称 「スマイルセブンα」
- 正式名称 主契約：無配当新7大疾病一時金保険(返戻金なし型)S  
特約：無配当7大疾病初回一時金特約(返戻金なし型)S
- 特徴 この保険は、7大疾病による所定の入院・状態・手術に対して、一時金保障をご準備いただける商品です。

### しくみ図「スマイルセブンα」



※がんを原因とする保障の責任開始の時は、保険期間開始の日からその日を含めて90日を経過した日の翌日となります。  
※その他、無配当先進医療特約(返戻金なし型)Sを付加することができます。

この保険は代理店専用商品です。保険料のお払込みがないまま猶予期間が満了した場合、保険契約は消滅し復活のお取り扱いはない等、朝日生命の営業職員が募集する商品と異なったお取り扱いとなっております。

### お取り扱い

	主契約	特約
	新7大疾病一時金保険(返戻金なし型)S	7大疾病初回一時金特約(返戻金なし型)S*1
取扱金額	30万円～300万円	50万円・100万円
告知書扱の最高取扱金額	7大疾病一時金額、7大疾病初回一時金額を合計*2して ◇15歳～59歳…500万円まで ◇60歳～80歳…300万円まで	
契約年齢(満年齢)	15歳～80歳	
保険期間	終身	
保険料払込期間	60・65・70・75・80歳払込満了(最低払込期間5年)、終身払	
保険料払込方法	月払、年払	
保険料払込経路	口座振替扱、クレジットカード扱 ※クレジットカード扱は月払に限ります。	
最低保険料	(付加特約の保険料を含んで)月払：800円、年払：8,800円	

\*1 7大疾病初回一時金特約(返戻金なし型)Sを付加しないことも可能です。その場合、7大疾病初回一時金のお支払いはありません。  
\*2 朝日生命の同種の保障を通算します。

## 3 ご契約のお引き受けについて

- 現在入院中の方のご契約はお引き受けできません。
- 既往症・現在の健康状態・ご職業・生命保険加入状況等によっては、ご契約および特約をお引き受けできないときや、「割増保険料の払込み」「給付金等の削減支払」「特定部位または指定疾病についての不担保」および「特定高度障害状態についての不担保」などの特別条件をつけてお引き受けさせていただくこともあります。
- 朝日生命の基準により、ご希望の7大疾病一時金額、7大疾病初回一時金額でお引き受けできないときがあります。
- 日本国内にお住まいの方のご契約のみ、お引き受けいたします(ご契約後の転居につきましては、国内外を問わず保障は継続いたします)。
- その他朝日生命の基準により、他の保険契約者との公平性を保つためご契約をお引き受けできないときがあります。

## 4 保障内容

- 7大疾病一時金、7大疾病初回一時金について  
責任開始の時\*1以後保険期間中に以下の支払事由に該当した場合にお支払いします。くわしくは「ご契約のしおり-約款」をご確認ください。

		支払事由
6 大 疾 病	がん	がん(上皮内新生物を含みます)と診断確定されたとき
	急性心筋梗塞 または 拡張型心筋症	つぎのいずれかに該当したとき ①急性心筋梗塞で入院したとき、または急性心筋梗塞の治療を直接の目的として手術*2を受けたとき ②拡張型心筋症で入院したとき、または拡張型心筋症の治療を直接の目的として手術*2を受けたとき
	脳卒中 または 脳動脈瘤	つぎのいずれかに該当したとき ①脳卒中で入院したとき、または脳卒中の治療を直接の目的として手術*2を受けたとき ②脳動脈瘤が生じ、それが破裂したと医師によって診断されたとき、または脳動脈瘤が生じ、その治療を直接の目的として手術*2を受けたとき
	慢性腎不全	慢性腎不全を発病した場合で、つぎのいずれかに該当したとき ①その疾病により永続的な人工透析療法を開始したとき ②その疾病の治療を直接の目的として腎移植手術を受けたとき
	肝硬変	肝硬変を発病した場合で、つぎのいずれかに該当したとき ①その疾病により生じた食道・胃静脈瘤が破裂したと医師によって診断されたとき、またはその疾病により生じた食道・胃静脈瘤の治療を直接の目的として手術*2を受けたとき ②その疾病の治療を直接の目的として肝移植手術を受けたとき
	糖尿病	糖尿病を発病した場合で、つぎのいずれかに該当したとき ①その疾病により糖尿病性網膜症*3を発病し、その治療を直接の目的として手術*4を初めて受けたとき(糖尿病性網膜症*3により、両眼の視力の和が初めて0.08以下となり、回復の見込みがないと医師によって診断されたときは、手術*4を初めて受けたものとみなします。) ②その疾病により上肢または下肢に生じた糖尿病性壊疽*5の治療を直接の目的として、1手の1手指以上または1足の1足指以上について切断術を受けたとき
	高血圧性疾患	高血圧性疾患を発病した場合で、つぎのいずれかに該当したとき ①その疾病により生じた大動脈瘤もしくは解離性大動脈瘤が破裂したと医師によって診断されたとき ②その疾病により生じた大動脈瘤もしくは解離性大動脈瘤の治療を直接の目的として手術*2を受けたとき

- \*1 がんを原因とする保障の責任開始の時は、保険期間開始の日からその日を含めて90日を経過した日の翌日となります。
- \*2 開頭術、開胸術、開腹術、ファイバースコープ手術または血管カテーテル手術をいいます。吸引、穿刺などの処置および神経ブロックは除きます。
- \*3 糖尿病性網膜症には糖尿病性黄斑症など、糖尿病のうち眼合併症をともなうものを含みます。
- \*4 網膜または硝子体に対する手術をいいます。
- \*5 糖尿病性壊疽には糖尿病性動脈硬化症など、糖尿病のうち末梢循環合併症をともなうものを含みます。

- 7大疾病一時金の2回目以降の支払いについて  
がんによる7大疾病一時金、6大疾病による7大疾病一時金それぞれについて、7大疾病一時金が支払われた「最終の支払事由が当日からその日を含めて2年を経過した日の翌日」以後、新たに7大疾病一時金の支払事由に該当したときは、新たに該当した支払事由に対する7大疾病一時金をお支払いします。  
●拡張型心筋症、人工透析療法の開始、糖尿病性網膜症によるお支払いは1回限りとなります。  
●急性心筋梗塞、脳卒中については新たに発病していること、脳動脈瘤、食道・胃静脈瘤、糖尿病性壊疽、大動脈瘤、解離性大動脈瘤については新たに生じていることが必要となります。

- がんによる7大疾病一時金が支払われた「最終の支払事由が該当日からその日を含めて2年を経過した日の翌日」以後、がんの治療を直接の目的とする入院を開始したときは、その日にがんと診断確定されたものとして取り扱います。
- がんによる7大疾病一時金が支払われた「最終の支払事由が該当日からその日を含めて2年を経過した日の翌日」にがんの治療を直接の目的とする継続入院中のときは、その日にがんと診断確定されたものとして取り扱います。
- 6大疾病による7大疾病一時金が支払われた「最終の支払事由が該当日からその日を含めて2年を経過した日の翌日」に拡張型心筋症、新たに発病した急性心筋梗塞または脳卒中の治療を直接の目的とする継続入院中のときは、その日に拡張型心筋症、急性心筋梗塞または脳卒中の治療を直接の目的とする新たな入院を開始したものと取り扱います。

#### 〈保障内容に関する注意事項〉

- がんを原因とする給付の責任開始の時より前にかんがんと診断確定されていた場合(保険契約者、被保険者がその事実を知らない場合も含みます)には、新7大疾病一時金保険(返戻金なし型)S(付加特約を含みます)は無効となり、給付金等はお支払いいたしません。
- 同時期にかんによる7大疾病一時金の支払事由に複数該当した場合でも、7大疾病一時金を重複してお支払いいたしません。また、同時期に6大疾病による7大疾病一時金の支払事由に複数該当した場合でも、7大疾病一時金を重複してお支払いいたしません。
- 7大疾病初回一時金特約(返戻金なし型)Sの7大疾病初回一時金のお支払いは1回限りです。

#### ■保険料払込免除特則について

保険料払込免除特則を適用したご契約については、責任開始の時以後保険料払込期間中に以下の保険料の払込免除事由に該当した場合に、以後の保険料のお払込みが免除となります。くわしくは「ご契約のしおりー約款」をご確認ください。

	保険料の払込免除事由
悪性新生物による保険料の払込免除	この特則の「悪性新生物による保険料の払込免除」の責任開始の時*以後保険料払込期間中に、 <b>悪性新生物(上皮内新生物を含みません)</b> と診断確定されたとき
6大疾病による保険料の払込免除	7大疾病一時金の急性心筋梗塞または拡張型心筋症、脳卒中または脳動脈瘤、慢性腎不全、肝硬変、糖尿病、高血圧性疾患の支払事由に該当したとき

\*「悪性新生物による保険料の払込免除」の責任開始の時は保険期間開始の日からその日を含めて90日を経過した日の翌日となります。

- がんを原因とする給付の責任開始の時より前にかんがんと診断確定されていた場合(保険契約者、被保険者がその事実を知らない場合も含みます)には、新7大疾病一時金保険(返戻金なし型)S(付加特約を含みます)は無効となり、保険料払込免除特則による保険料の払込免除は行いません。
- 保険料払込免除特則を適用した後に、この特則のみを取り消すことはできません。
- 保険料払込免除特則の適用・非適用にかかわらず、ご契約後、保険料払込期間中に、疾病または傷害により所定の高度障害状態になられたときや、傷害により所定の身体障害の状態になられたときは、以後の保険料の払込みが免除となります。

## 5 無配当先進医療特約(返戻金なし型)Sについて

■お支払事由は以下のとおりです。くわしくは「ご契約のしおりー約款」をご確認ください。

	お支払事由	お支払金額	お支払限度
先進医療給付金	不慮の事故や疾病により公的医療保険制度における先進医療による療養を受けたとき	1回の療養につき先進医療の技術にかかる費用(自己負担額)と同額	1回の療養につき450万円 通算して2,000万円
先進医療見舞金	先進医療給付金がお支払される療養を受けたとき	1回の療養につき先進医療給付金の支払金額の10%相当額	1回の療養につき45万円 通算して200万円

#### ■保障内容に関する注意事項

- この特約の付加は、朝日生命のすべての先進医療特約と通算して、同一被保険者について1件限りとします。
- 先進医療給付金は、1回の療養につき、厚生労働大臣が定める先進医療の技術にかかる費用と同額(被保険者の負担額として、病院または診療所によって定められた金額)をお支払いします。
- お支払対象となる先進医療とは、療養を受けた時点において、厚生労働大臣が定める先進医療として行われるもの(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所にて行われるものに限る)をいいます。ただし、厚生労働大臣が定める施設基準において、歯科(歯科、歯科口腔外科、矯正歯科、小児歯科)のみで実施することが定められている先進医療は支払対象外となります。なお、厚生労働大臣が定める先進医療は、随時見直しされます。
- 同一の先進医療による療養を複数回にわたって一連の療養として受けたとき、その療養を1回の療養とみなします。この場合、一連の療養を最初に受けた日にその療養を受けたものとみなして取り扱います。
- 法令改正等による公的医療保険制度等の改正や医療技術または医療環境の変化が、「先進医療特約(返戻金なし型)S」の支払事由に影響を及ぼすときは、朝日生命は、主務官庁の認可を得て、将来に向かって支払事由を変更することがあります(変更日の2ヵ月前までに保険契約者へ連絡します)。
- 主契約の保険料のお払込みが免除された場合には、同時に特約の以後の保険料のお払込みも免除となります。

## 6 指定代理請求特約(2016)Sについて

- 給付金等の受取人となる被保険者が給付金等をご請求できない事情(事故や病気により意識不明の状態や意思表示ができない場合など)があるときに、指定代理請求人が被保険者に代わって給付金等をご請求することができる制度です。
- 指定代理請求人に給付金等をお支払いした場合、それ以後に重複してその給付金等のご請求を受けてもお支払いいたしません。
- 指定代理請求人に給付金等をお支払いした場合、朝日生命は保険契約者または被保険者にその旨をご連絡いたしませんので、保険契約者または被保険者が認識しないまま、ご契約の全部または一部が消滅する場合があります。
- 保険契約者または被保険者からご契約内容について朝日生命宛て照会を受けたときは、給付金等のお支払いをしていること、またはご契約の一部が消滅していること等を回答せざるを得ない場合があります。このため、被保険者本人がご自身の健康状態(被保険者の病名ががんであることなど)について知る可能性がありますので、お含み置きください。

## 7 解約返戻金について

■この保険契約の解約返戻金は、以下のとおりです。

主契約	保険料払込期間満了後の保険期間中で、保険料払込期間満了日までの保険料が払い込まれている場合、7大疾病一時金額の10%の解約返戻金があります。その他の場合は、解約返戻金はありません。
特約	解約返戻金はありません。

## 8 死亡給付金について

■この保険契約の死亡給付金は、以下のとおりです。

主契約	保険料払込期間満了後の保険期間中で、保険料払込期間満了日までの保険料が払い込まれている場合、7大疾病一時金額の10%の死亡給付金があります。その他の場合は、死亡給付金はありません。
特約	死亡給付金はありません。

## 9 満期保険金等について

■この保険契約には満期保険金はありません。また、契約者貸付、保険料振替貸付のお取り扱いもありません。

## 10 保険料について

- 具体的な保険料については、「保険料表」(9ページ~10ページ)をご覧ください。
- 保険料払込方法が年払のご契約が、払込まれた保険料により保障される期間の途中で、解約等により消滅したときまたは保険料のお払込みが免除されたときに、保険料の未経過分に相当する返還金がある場合にはその返還金をお支払いします。

## 11 配当金について

■この商品には配当金はありません。

## 12 生命保険料控除制度について

- 「生命保険料控除制度」とは、お払込みいただいた保険料について、その一定額を保険契約者のその年の所得から控除し、所得税と住民税の負担を軽減する制度です。
- 「生命保険料控除制度」により所得から控除される金額は、お払込みいただいた保険料を主契約・特約の内容に応じて、「控除証明区分」ごとに区分し、算出します。
- この保険契約の主契約・特約の「控除証明区分」は、「介護医療保険料」となります。  
※税務のお取り扱いについては、平成29年9月現在の税制に基づいて記載しております。将来的に税制が変更され、お取り扱いが変わる場合があります。なお、個別のお取り扱い等につきましては、所轄の税務署もしくは税理士等にご確認ください。

## 13 保険料お払込みの猶予期間と消滅について

- 保険料は払込期月中に口座振替等の方法により朝日生命にお払込みください。払込期月中にお払込みがない場合、払込期月の翌月1日からその日を含めて3ヵ月目の末日までを保険料お払込みの猶予期間とします。
- お払込みがないまま猶予期間が経過すると、ご契約は消滅(未払消滅)となり、効力がなくなります。その場合、消滅したご契約を元に戻すことはできません(ご契約の復活のお取り扱いはありません)。
- 「責任開始に関する特約S」を付加したご契約の第1回保険料のお払込みがなく、ご契約が消滅した場合、新たに「責任開始に関する特約」・「責任開始に関する特約S」を付加した保険契約のお申し込みがあっても、お引き受けできない場合があります。

◆この「注意喚起情報」は、ご契約の申し込みに際して特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了承のうえ、お申し込みください。

以下は、お客さまにとって不利益となる事項が記載されていますので、特にご留意ください。



- 6 給付金などをお支払いできない場合について
- 8 現在のご契約を新たなご契約に見直す場合のご留意事項
- 9 解約と返戻金について

◆ご契約の際には「ご契約のしおりー約款」とあわせて内容をご確認いただいたうえ、大切に保管してください。「ご契約のしおりー約款」はお支払事由および制限事項の詳細など、ご契約について大切な事項や必要な保険の知識などを説明しています。

## 1 クーリング・オフ制度(ご契約のお申し込みの撤回等)について

■申込者または保険契約者は、保険契約の申込日、クーリング・オフ制度に関する事項を記載した書面(「ご契約のしおり」、「注意喚起情報」)を受け取った日または第1回保険料相当額が朝日生命所定の金融機関口座へ着金した日\*のいずれか遅い日(「責任開始に関する特約S」を付加した場合は保険契約の申込日、またはクーリング・オフ制度に関する事項を記載した書面(「ご契約のしおり」、「注意喚起情報」)を受け取った日のいずれか遅い日)から、その日を含めて**8日以内**であれば、書面によりご契約の撤回またはご契約の解除をすることができます。

\* クレジットカードにてお申込みいただいた場合は取扱クレジットカード会社による利用承認日とします。

■お申し込みの撤回等は**書面の発信時(郵便の消印日付)に効力を生じます**ので、次の①～③の内容を記載した書面を郵便により「朝日生命 金融代理店業務グループ」宛発信してください。

- ①お申し込みの撤回等をする旨の文言
- ②申込者氏名(自署)・住所・電話番号
- ③申込番号(「契約申込書(保険契約者様控)」の上部10桁の数字)・保険料・取扱代理店名・申込日・申出日・返金先口座(銀行名、支店名、店番、預金種目、口座番号、口座名義人(フリガナ))

(宛先) 〒206-8611 東京都多摩市鶴牧1-23 「朝日生命 金融代理店業務グループ」  
※個人情報保護の観点から、封書によりお申し出いただきますようお願いいたします。

- お申し込みの撤回等があった場合は、朝日生命は、申込者等に領収金額を全額お返しいたします。
- 申込者が個人事業主の場合は、お申し込みの撤回のお取り扱いができません。

## 2 保障の責任開始の時について

■お申し込みいただいたご契約について、朝日生命がお引き受けすることを決定した場合の保障の責任開始の時は、つぎのとおりです。  
●「責任開始に関する特約S」を付加されたご契約の場合には、お申し込みと告知(診査)が、ともに完了した時からご契約上の責任を開始します。

●上記以外の場合、お申し込みと告知(診査)ならびに第1回保険料相当額のお払込みが完了した時\*からご契約上の責任を開始します。  
●ただし、「新7大疾病一時金保険(返戻金なし型)S」「7大疾病初回一時金特約(返戻金なし型)S」におけるがんを原因とする給付および保険料払込免除特則における悪性新生物による保険料の払込免除の責任開始の時は、保険期間開始の日からその日を含めて90日を経過した日の翌日です。

\* 第1回保険料相当額のお払込みが完了した時とは、第1回保険料充当金を口座振込みでお払込みいただいた場合は朝日生命所定の金融機関口座に着金した日、クレジットカードにてお払込みいただいた場合には、取扱クレジットカード会社による利用承認日とします。なお、お申込内容の変更等にともない、後日、追加で保険料のお払込みをいただいた場合でも、当初のお払込みの時とします。

## 3 告知義務について

■**保険契約者や被保険者には朝日生命がおたずねする健康状態などについて告知をしていただく必要があります。これを告知義務とします。**

- 生命保険は、多数の人々が保険料を出しあって相互に保障しあう制度です。そのため、健康状態の悪い方や危険度の高い職業に従事されている方などのお申し込みを無条件でお引き受けしますと、保険契約者間における保険料負担の公平性が保たれません。
- ご契約にあたっては、過去の傷病歴(傷病名・治療期間等)、現在の健康状態、身体の障がい状態、職業などについて「**告知書**」(電子機器上の告知画面を含みます。以下、同じとします。)で朝日生命がおたずねすることについて、**事実をありのままに正確にもれなくお知らせ(告知)ください。**
- 朝日生命が指定する医師による診査の場合、医師が口頭で告知を求める場合があります。その場合も同様に事実をありのままに正確にもれなくお伝え(告知)ください。

●告知をお受けできる権利(告知受領権)は、生命保険会社(朝日生命所定の書面「告知書」にご記入いただく場合)および生命保険会社が指定した医師が有しています。募集代理店の担当者(生命保険募集人)には告知をお受けできる権利がないため、**募集代理店の担当者(生命保険募集人)に口頭でお話しされても告知いただいたことにはなりません。**

■告知いただいた内容が事実と違っていた場合には、給付金などをお支払いできないことがあります。

●告知いただくことからは、告知書に記載しています。これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合には、責任開始の時から2年以内であれば、朝日生命は「告知義務違反」としてご契約または特約を解除することがあります。

◇責任開始の時から2年を経過していても、給付金などのお支払事由等が2年以内に発生していた場合には、**ご契約または特約を解除することがあります。ご契約または特約を解除したときは、たとえ給付金などのお支払事由が発生していても、これをお支払いできません。また、保険料の払込免除事由が発生していても、お払込みを免除することはできません。**ただし、「給付金などのお支払事由または保険料の払込免除事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、「給付金などをお支払い」または「保険料のお払込みを免除」することがあります。

◇ご契約(特約)を解除するときは、返戻金があれば保険契約者にお支払いします。

●ご契約または特約を解除する場合以外にも、ご契約の締結状況等により、給付金などをお支払いできないことがあります。◇たとえば、「現在の医療水準では治癒が困難または死亡危険の極めて高い疾患の既往症・現症等について故意に告知をされなかった場合」など、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取り消しを理由として、給付金などをお支払いできないことがあります。この場合、告知義務違反による解除の対象外となる2年経過後にも取り消しとなる場合があります。また、すでにお払込みいただいた保険料はお返ししません。



傷病歴などがある場合、ご契約のお引き受けをお断りすることもありますが、特別条件(「保険料の割増」「給付金の削減」「特定部位・指定疾病不担保」「特定高度障害状態についての不担保」など)をつけてお引き受けすることがあります(傷病によっては特別条件をつけずにお引き受けできる場合があります)。

## 4 ご契約内容等の確認制度について

■ご契約のお申し込みにあたり、後日、朝日生命の職員または朝日生命から委託した担当者が、**お申込内容や告知内容および重要書類の受領の確認のため、保険契約者等に電話や訪問をさせていただく場合があります。**

■給付金などのお支払いおよび保険料払込免除などのご請求に際しても、朝日生命の職員または朝日生命から委託した担当者が**給付金などをお支払いするための確認・照会に訪問をさせていただく場合があります。**

## 5 生命保険募集人について

■募集代理店の担当者(生命保険募集人)は、お客さまと朝日生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申し込みに対して朝日生命が承諾したときに有効に成立します。

生命保険募集人に関するお問い合わせは、下記までご連絡ください。

朝日生命 お客様サービスセンター ☎0120-360-567

## 6 給付金などをお支払いできない場合について

つぎのような場合には、給付金などをお支払いいたしません。

■責任開始の時より前の疾病や災害を原因とする場合

なお、ご契約(特約)により、以下のような場合、責任開始の時以後の疾病によるものとみなすお取り扱いがあります。

- 告知等により朝日生命が知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合(事実の一部について告知いただけていないこと等により、その原因に関する事実を朝日生命が正確に知ることができなかった場合を除きます)
- 病院での受診歴や健康診断等による異常の指摘がなく、症状について被保険者等による認識・自覚もなかった場合
- 「先進医療特約(返戻金なし型)S」について、責任開始の日からその日を含めて2年を経過した後に療養を受けた場合

■告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約が告知義務違反により解除となったか、または詐欺により取り消しとなった場合  
■給付金などを詐取する目的で事故を起こしたときや、保険契約者、被保険者または死亡給付金受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど重大事由によりご契約(特約)が解除された場合

■保険料のお払込みがなくご契約が消滅(未払消滅)した場合

■保険契約について詐欺によりご契約が取り消しとなった場合

■給付金等の不法取得目的があつてご契約が無効になった場合

■保険契約者・受取人などの故意によりお支払事由が生じた場合

■「先進医療特約(返戻金なし型)S」の先進医療給付金・先進医療見舞金について、保険契約者・被保険者の故意または重大な過失によりお支払事由が生じた場合

# ご契約にあたって

お申し込み後、ご契約成立までのスケジュールは、以下のとおりとなります。

## 7 保険料お払込みの猶予期間と消滅について

- 保険料は払込期月中に口座振替等の方法により朝日生命にお払込みください。払込期月中にお払込みがない場合、払込期月の翌月1日からその日を含め3ヵ月目の末日までを保険料お払込みの猶予期間とします。
- お払込みがないまま猶予期間が経過すると、ご契約は消滅(未払消滅)となり、効力がなくなります。その場合、消滅したご契約を元に戻すことはできません(ご契約の復活の取り扱いはありません)。
- 「責任開始に関する特約S」を付加したご契約の第1回保険料のお払込みがなく、ご契約が消滅した場合、新たに「責任開始に関する特約」・「責任開始に関する特約S」を付加した保険契約のお申し込みがあってもお引き受けできない場合があります。

## 8 現在のご契約を新たにご契約に見直す場合のご留意事項

- 一般的につきの点について、保険契約者にとって不利益となります。
- 多くの場合、返戻金は、お払込保険料の累計額より少ない金額となります。特に、ご契約後短期間で解約された場合の返戻金は、まったくないか、あってもごくわずかです。
- 一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権等を失うことがあります。
- 新たにお申し込みの保険契約について、被保険者の健康状態等によりお断りする場合があります。
- 新たにお申し込みの保険契約について、告知していただいた内容が事実と異なる場合には、給付金等をお支払いできないことがあります。
- 保険料は、保険料算出用利率(予定利率)のほか、将来見込まれる死亡率等により算出しています。保険料算出用利率は、将来の運用収益を見込んであらかじめ一定の割合で割り引く割引率です。現在ご契約の保険契約を解約、減額し、新たにご契約のお申し込みをされることにより、保険料算出用利率が下がったときは、保険種類(終身保険等)によっては保険料が引き上げられることがあります。

## 9 解約と返戻金について

- ご契約の解約はいつでもお取り扱いできますが、以後の保障はなくなります。
- この商品には解約返戻金はありません。ただし、保険料払込期間満了後の保険期間中においては7大疾病一時金額の10%の金額の返戻金があります。

## 10 生命保険契約者保護機構について

- 生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、保険業法等法令に定める手続きを経たうえで、ご契約時にお約束した一時金額等が削減されることがあります。
- 朝日生命は生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。ただし、この場合にも、ご契約時の一時金額などが削減されることがあります。
- 詳細については、生命保険契約者保護機構 (TEL 03-3286-2820) までお問い合わせください。  
月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く) 午前9時から正午、午後1時～午後5時  
ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp/>

## 11 給付金等のお支払いに関する手続き等の留意事項について

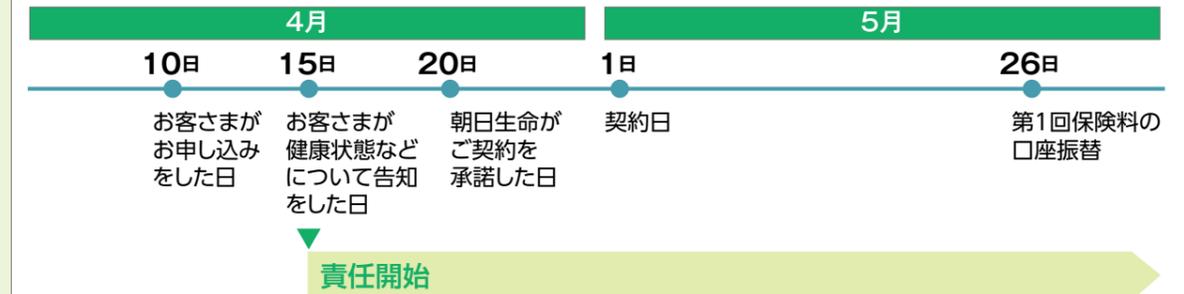
- **給付金等のお支払事由が生じた場合やお支払いの可能性があると思われる場合、お支払いに関する手続き等でご不明な点が生じた場合は、すみやかにお客様サービスセンターまでお問い合わせください。**
- お支払事由、ご請求手続き、給付金等をお支払いする場合、お支払いできない場合については、「ご契約のしおり-約款」に記載しておりますので、ご確認ください。
- 給付金等のお支払事由が生じたときは、ご加入のご契約内容によっては、複数の給付金等のお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。
- 「指定代理請求特約(2016)S」を付加されますと被保険者が受取人となる給付金などについて、受取人がご請求できない事情があるときは、保険契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した指定代理請求人がご請求することができます。くわしくは「ご契約のしおり-約款」をご確認ください。
- 「指定代理請求特約(2016)S」を付加されたときは、指定代理請求人に対し、お支払事由および代理請求できる旨をお伝えください。

この商品に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。(一社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。(ホームページアドレス <http://www.seiho.or.jp/>)  
なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

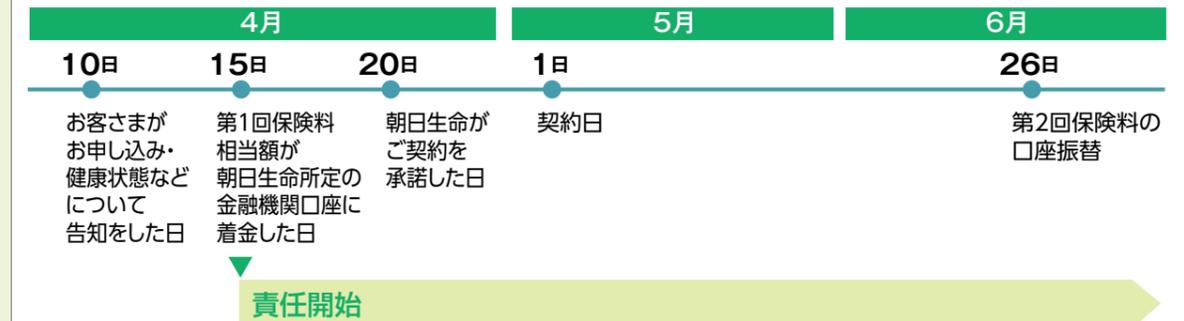
# ご契約にあたって

お申し込み後、ご契約成立までのスケジュールは、以下のとおりとなります。

### 「責任開始に関する特約S」を付加した月払口座振替契約の例



### 上記以外の月払口座振替契約の例



- ※ 保険料口座振替日は、毎月26日(一部の金融機関では27日)となります(金融機関休業日のときは、翌営業日となります)。
- ※ 振替日に振り替えができなかったときは、翌月の振替日が猶予期間内の場合、未収の保険料とともに振り替えます。
- ※ がんを原因とする保障の責任開始の時は、保険期間開始の日からその日を含めて90日を経過した日の翌日となります。

ついては!充実のサービス!

### 「先進医療給付金」お受け取りサポート

病院が発行する先進医療の費用がわかる請求書類のご提出により、「先進医療給付金」・「先進医療見舞金」をお受け取りいただけます。

本サービスは病院が発行する「領収書」に代えて、先進医療の費用がわかる「請求書類」をご提出いただくことで先進医療給付金・先進医療見舞金をお受け取りいただけるサービスです。

- 【留意点】● 先進医療を受療される前にお申し出ください。
- ご契約後2年以内の病気によりお支払事由が生じている場合はお取り扱いできません。
- その他の必要書類をご提出いただく場合があります(たとえば、交通事故の場合は事故証明書等)。

※ サービスの内容は予告なく中止、変更する場合がありますのであらかじめご了承ください。

**ご契約の際には、本書面および「ご契約のしおりー約款」をご確認のうえ、大切に保管してください。**

「ご契約のしおりー約款」は、ご契約にともなう大切なことがらを記載したものですので必ずご一読いただき、内容を十分にご確認のうえ、ご契約をお申し込みいただきますようお願いいたします。

〔「ご契約のしおりー約款」記載事項の例〕

- クーリング・オフ制度(ご契約のお申し込みの撤回等)について
- 健康状態、職業などの告知義務について
- 保障の責任開始の時について
- 給付金等をお支払いできない場合について
- 保険料の払込方法について
- 保険料払込みの猶予期間と消滅について
- 解約・減額と返戻金について

### 再度ご確認ください事項

- 「スマイルセブンα」は、朝日生命保険相互会社を引受保険会社とする生命保険商品です。
- 保険料の一部は給付金等のお支払い、また他の一部は生命保険商品の運営に必要な経費(販売、証券作成、維持管理の経費等)にあてられます。これらの経費は、保険種類・契約年齢・性別・経過年数等によって異なるため、一律の算定方法を記載することはできません。

### 生命保険募集人について

募集代理店の担当者(生命保険募集人)は、お客さまと朝日生命保険相互会社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申し込みに対して朝日生命保険相互会社が承諾したときに有効に成立します。

生命保険募集人に関するお問い合わせは、

朝日生命保険相互会社 お客様サービスセンター ☎0120-360-567までご連絡ください。

### 募集代理店(みずほ銀行)からのお知らせ

- 「スマイルセブンα」の引受保険会社は朝日生命保険相互会社です。株式会社みずほ銀行は朝日生命保険相互会社の募集代理店です。ご契約の主体は、お客さまと朝日生命保険相互会社になります。
- 「スマイルセブンα」は朝日生命保険相互会社を引受保険会社とする生命保険商品であり、預金、投資信託、金融債ではありません。預金保険法第53条に規定する保険金支払いの対象となりません。また、元本の保証はありません。
- 保険契約にご加入いただくか否かが、株式会社みずほ銀行における他のお取引に影響を及ぼすことはありません。
- 借入金を保険料に充当した場合、保険金額や解約返戻金額などが借入元利合計金額を下回り、借入金の返済が困難となる可能性があります。したがって、保険料の借入を前提として本商品をお申し込みいただくことはできません。
- 保険業法上の規定により、お客さまのお勤め先等によっては、本商品をお申し込みいただけない場合があります。

(お問い合わせ、ご照会は)  
募集代理店

## 株式会社みずほ銀行

お問い合わせは店頭またはフリーダイヤルへ

**0120-855-519**

受付時間：月曜日～金曜日／9:00～17:00

(12月31日～1月3日、祝日・振替休日のご利用いただけません)

引受保険会社

## 朝日生命保険相互会社

本社／〒100-8103 東京都千代田区大手町2-6-1  
ホームページアドレス／<http://www.asahi-life.co.jp>

【お客様サービスセンター】

 **0120-360-567**

受付時間：月曜日～金曜日 9:00～17:00

土曜日 9:00～12:00、13:00～17:00

(12月31日～1月3日、祝日・振替休日のご利用いただけません)

☎ 朝日A-29-258(29.10.25)代業(171004)(29.11)OT